

だき、地域アンケートを実施いただくなど山村留学制度導入に向け、積極的に検討をいただいています。教育委員会としても、「日吉地区学校づくり推進委員会」の検討と並行し、事業の実効性、有効性や持続性について慎重に検討していきたい。

#### 【移住促進策について】

#### 問 北宇和高校に通う町内生徒の遠距離通学生のバス定期代の補助をする考えはないか。

答 県内市町の地元高等学校に対する支援であるが、遠距離通学費補助を実施しているところは県内で6市町ほどあるようであるが、本町では実施していない。

義務教育学校と違い、高等学校の通学形態は複雑となつてるので、今後先進事例の取り組み状況を検討したうえで、判断したい。

#### ◆坂本勇紀議員

#### 【福祉行政について】

#### 問 町内保育所における、歳児別入所児童の現状について

答 平成28年4月1日現在、全7箇所の保育所の児童数を合わせた人数で、0歳児が定数15人に対し入所児童が5人、1歳児が41人に対して32人、2歳児が定数64人に対して40人、3歳児から5歳児が定数235人に対して165人であり、全体では定数355人に対して入所児童が242人である。

#### 問 保育士の配置の適正性について

答 厚生労働省で定められている配置基準は、0歳児は児童3人につき1人、

1・2歳児は児童5人につき1人(私立は6人に対し1人)、3歳児は児童20人につき1人、4・5歳児は児童30人につき1人となっている。よって、本町では全ての保育所において、配置基準を満たしている状況である。

#### 問 待機児童が生じているのではない

#### 問 保育所への入所について

答 保育所への入所については、「保育の必要性の認定基準に関する規則」に基づき、家庭において必要な保育を受けることが困難であるか否か、事由、区分および優先利用等に基づき、入所について判断するものである。

よつて、入所の基準に適合しなかつたことが要因ではないかと思われる。

#### 問 保育従事者の処遇改善等について

答 職場環境については、所長および主任保育士を中心に、適切な仕事の指導や自配りを行い、休暇等にも配慮するなど、良好な環境づくりに努めている。

また、臨時職員の生活に関連する賃金、勤務条件等の処遇については、保育所職員を含めた臨時職員全體について、県内市町および県内民間企業等の同職種の賃金調査を行うとともに、人事院勧告等に基づく改定等を踏まえて、処遇改善に取り組んでいる。

#### 問 当町における過去5年間の歳児別出生者数の推移について

答 平成28年4月1日現在の歳児別出生者数は0歳児が59人、1歳児が60人、2歳児が55人、3歳児が59人、4歳児が69人である。過去5年間の本町での

出生者数は302人であり、年度ごとの出生者数は、横ばい状況である。

#### 問 少子化対策について 問 若い世代が安心して子どもを産み育していく環境づくりについて

答 平成28年4月より、不妊治療費助成事業の開始や、高校生までの医療費の無料化を図っている。また、子育て支援センター「ゆめぽつけ」や、放課後児童クラブを設置し、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいる。

また、母子の健康保持・増進を図る乳幼児健診や育児相談、母親学級のほか、パパママ学級を実施するなど、女性だけでなく男性の子育て支援も推進しているところである。

出産後については、保健師の赤ちゃんと訪問、乳児健診、育児相談、離乳食講座など、切れ目のない子育て支援を行つており、特に5歳児検診については、スマーズな就学につなげることを目的として平成27年度から新たに実施しているところである。

今後も引き続き子育て世代が安心して暮らしていただき、まちづくりを目指してまいりたい。

#### 問 自治会組織・地区活動の状況について

#### 問 地区コミュニティ活動の維持・継続について

答 コミュニティ補助金等により自治組織の支援を行つてあるところであるが、人口減少、核家族化、高齢化等に伴い、簡単には解決できない問題であると認識している。

#### 問 まちづくり懇談会の開催回数および住民の反響について

答 平成23年度6回、平成24年度6回、平成25年度4回、平成26年度2回、平成27年度2回であり、平成28年度は8月末時点で1回開催している。

懇談会の開催によって問題が解消した事例や、毎年定期的にまちづくり懇談会を開催していただく団体もある。

#### ◆高田幸也議員

#### 問 町内の安全・安心の環境づくりについて

#### 問 今後の町の考え方について

答 本町では平成23年から設置を始め、現在把握している町内の防犯カメラの設置状況は24箇所45台である。そのうち本町が設置したものは、青少年の非行防止のために1箇所1台、不法投棄防止のために2箇所2台である。残りについては、関係市町と各種団体等が出資した基金を原資として、宇和島地区防犯協会が設置したものである。なお、民間事業主や個人が設置したものについては把握していない。

今後、町が設置する場合においては、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、全ての人々の権利を保護するために、防犯カメラの設置および利用に関し、必要

今後も、引き続き自治組織への加入を呼びかけ、また、人数の減少により単独で機能できない自治組織に対しても、隣接する他の自治組織との協調共同活動等も可能であると考えており、各自治組織においても、課題解決に向け、ご協議いただきたい。